●家庭から出るごみと資源の出し方ルールちらし等

A「神戸市のごみの出し方ルール」ちらし

B「ワケトン BOOK」

C「ごみと資源の分け方・出し方」ちらし

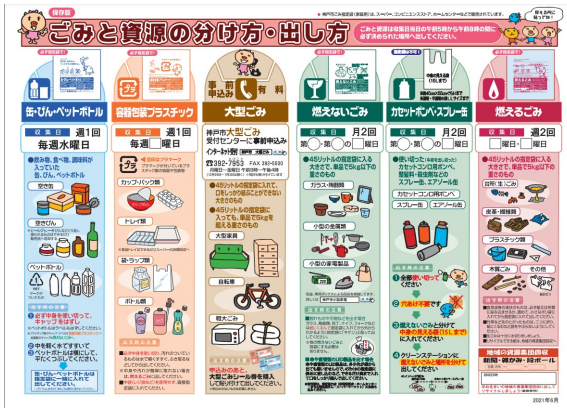

D「外国語版」ちらし

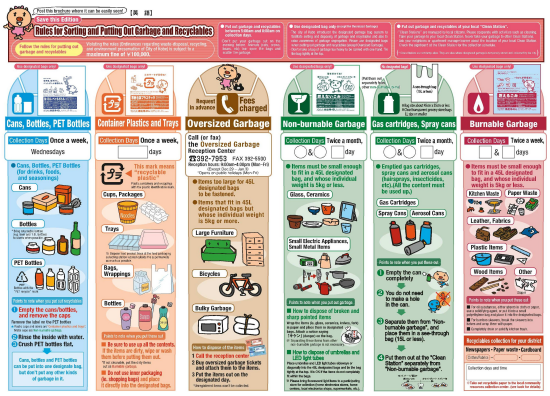

事業系ごみ啓発ちらし「ご入居の事業者の皆様へ」

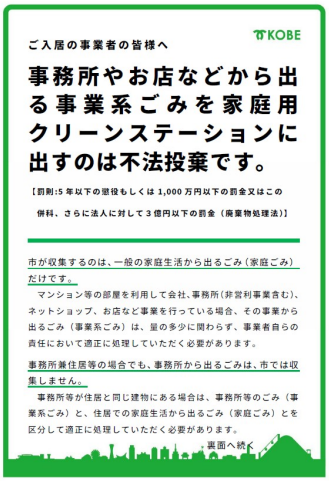

ご入居の事業者の皆様へ

KOBE

事務所やお店などから出る事業系ごみを家庭用クリーンステーションに出すのは不法投棄です。

【罰則：5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人に対して3億円以下の罰金（廃棄物処理法）】

市が収集するのは、一般の家庭生活から出るごみ（家庭ごみ）だけです。

マンション等の部屋を利用して会社、事務所（非営利事業含む）、ネットショップ、お店など事業を行っている場合、その事業から出るごみ（事業系ごみ）は、量の多少に関わらず、事業者自らの責任において適正に処理していただく必要があります。

事務所兼住居等の場合でも、事務所から出るごみは、市では収集しません。

事務所等が住居と同じ建物にある場合は、事務所等のごみ（事業系ごみ）と、住居での家庭生活から出るごみ（家庭ごみ）とを区分して適正に処理していただく必要があります。

裏面へ続く

「事業系ごみの出し方ルールブック」